





青色セミナー  
第一部「相続税・贈与税について」は資産課税部門の大口調査官から財産を相続したときや、も  
らったときの税金についてわかりやすく説明頂き、  
「路線価」の見方についてもご説明頂きました。  
第二部「インボイス制度につ

いて」は個人課税部門の永田上席調査官から消費税申告の対象者や一般的な計算方法の説明とインボイス制度の概要、どのよう  
な方が番号取得の必要があるかなど、わかりやすく説明頂きました。  
インボイス制度が始まると、インボイス番号が記載されていない請求書、領収書等は消費税を計算するうえで仕入税額控除できなくなってしまうので、売上先が消費税の課税事業者である場合番号入りの請求書、領収書を求めてくる可能性が  
あります。その求めに応じてインボイス番号を取得した場合は、例え課税売上が一千万円以下でも消費税の課税事業者となり、消費税の申告が必要になってくるので注意が必要とのことでした。

### 3Dプリンターでキーホルダー

令和4年8月26日(金)青年部主催・一般財団法人 品川ビジネスクラブご協力のもとに品川産業支援交流施設の工房室にて研修会「3Dプリンターでキーホルダー」を開催しました。



3Dプリンターの将来性や最先端技術を十分に感じる事ができ、参加者の皆さん良い夏休み  
の思い出となりました。  
※青年部では、様々な企画を催



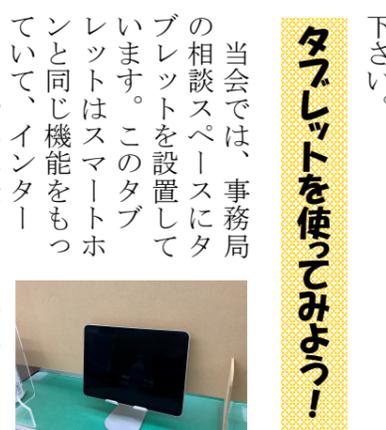
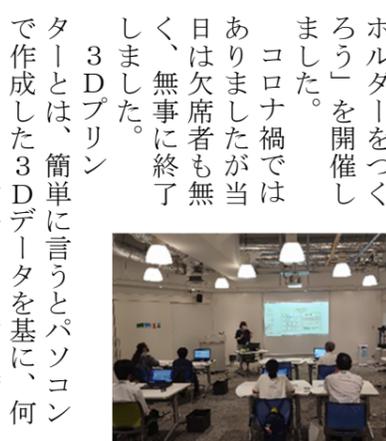
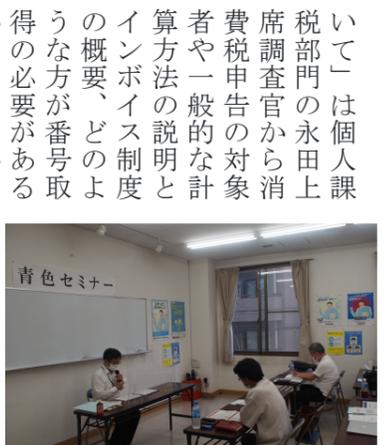
がサポートしますので、事務局にお越しになられた際には気軽に触ってみてください。

## 本会活動報告

### 3年振りの青色セミナー

新型コロナウイルスの影響により開催できなかった青色セミナーが3年ぶりに開催されました。まず第一弾は8月23、24日の二日間「複式簿記講座」を行いました。

青色申告特別控除65(55)万を適用するには複式簿記での記帳が必須となりますし、会計ソフトの記帳方法は複式簿記になります。出席者の中にも複式簿記がわからず会計ソフトを利用している方がおりましたが、複式簿記の仕組みがよくわかり、今後の記帳にも大いに役立つとの事でした。



### タブレットを使ってみよう!

当会では、事務局の相談スペースにタブレットを設置しています。このタブレットはスマートフォンと同じ機能をもっており、インターネットや写真撮影、勉強、ゲーム、スケジュール管理、地図などここに書ききれないくらい本当に様々なことができます。そんな当たり前のことをと思う方も多いと思いますが、使ったことのない方はどこをどう操作して良いものかわからないものです。

最初は色々な事ができますが、最初はず、インターネット検索をしてみてはいかがでしょうか。検索欄に調べたい言葉を入力するだけで世界中から集められた、その言葉に関する情報を呼び出すことができ、本当に便利です。お持ちでない方はなかなか触れる機会がないと思います。触れないと余計にわからないものです。職員がサポートしますので、事務局にお越しになられた際には気軽に触ってみてください。

# 事務局からのお知らせ

## 個別記帳指導会のお知らせ

皆様、帳簿付け等は順調でしょうか？今年最後の個別記帳相談会となりますので、是非この機会に帳簿の確認をして、疑問点等を解消しておきましょう。特に下記に該当する方はご利用下さい。

- **会計ソフトを利用している方**(特に今年始めた方や入力方法がわからない方など)
  - **土地や建物の売買があった方**(物件を購入したり、売却された場合はお早めにご相談を)
  - **まだ確定申告をしたことのない方**(今年開業された方など)
  - **その他記帳していて不明な点がある方**(確定申告期前に疑問を解消しておきましょう)
- など、是非この時期に確認し、**来年の確定申告期には1回の来局で完成するように**しましょう。

日 程	令和4年11月15日(火)・16日(水)・17日(木)・18(金)
受付時間	午前9時30分～午前11時 午後1時～午後4時
会 場	荏原青色申告会館 品川区西中延1-2-4 ☎ 3783-3494

※お電話にてお申込みの上、お越し下さい。ご都合の悪い方は日程調整いたしますのでご連絡願います。

## 消費税インボイス制度について検討していますか？

● **令和5年10月1日スタート。登録申請手続は令和5年3月31日まで。**(10月1日から開始の場合)  
このインボイス制度は、現在消費税を申告していない事業者も無関係ではありません。売上先からインボイス番号を記載した請求書や領収書を求められる場合は、現在、消費税の申告をしていない「**免税事業者**」でも**インボイス番号を取得して「課税事業者」となる必要**があります。

● **消費税インボイス制度についてのご相談は必ず年内にお願いします！**  
インボイス制度の概要や番号を取得すべきかどうかなどについて、個別相談会を実施しています。**確定申告期(1月～3月)は個別のご相談をお受けできません**ので、必ず年内にご相談ください。お電話にてご都合の良い日をご予約下さい。

● **消費税インボイス制度説明会を開催します！**  
インボイス制度について、まだ何も検討していない、どのような制度なのかわからないという方、集合形式の研修会を下記の通り開催しますので、是非ご参加ください。

◇日 時	令和4年11月24日(木)16時～17時 令和4年11月25日(金)10時～11時
◇場 所	荏原青色申告会館 ※同じ内容ですのご都合の良い日をご連絡ください。



● **消費税本則課税適用者は、令和5年10月1日以降注意が必要です！**  
本則課税適用者は、記帳の際、請求書や領収書にインボイス番号の記載があるものとないものを区別して記帳しなければなりません。**インボイス番号の記載がない取引については消費税を計算する際に控除することができなくなる**からです。(6年間は経過措置として一定額を控除することはできます。)

## 青色申告特別控除65万円を適用する方へ

令和2年分から控除額が55万円に引き下げられましたが、引き続き下記の方法で期限内に確定申告書・決算書を提出することにより引き続き65万円の控除を適用することができます。

- ① **マイナンバーカードを使用しe-Tax(電子申告)で提出する。**
- ② **税理士による代理送信によりe-Tax(電子申告)で提出する。**  
**(送信できる日が限られており(2月中を予定)、予約制のため再度来局頂くことになります。))**
- ③ 電子帳簿保存をし、紙媒体で提出する。(電子帳簿保存は事前に税務署への届出が必要です。)

**マイナンバーカードを取得されていない方は早めに取得をお願いします！**